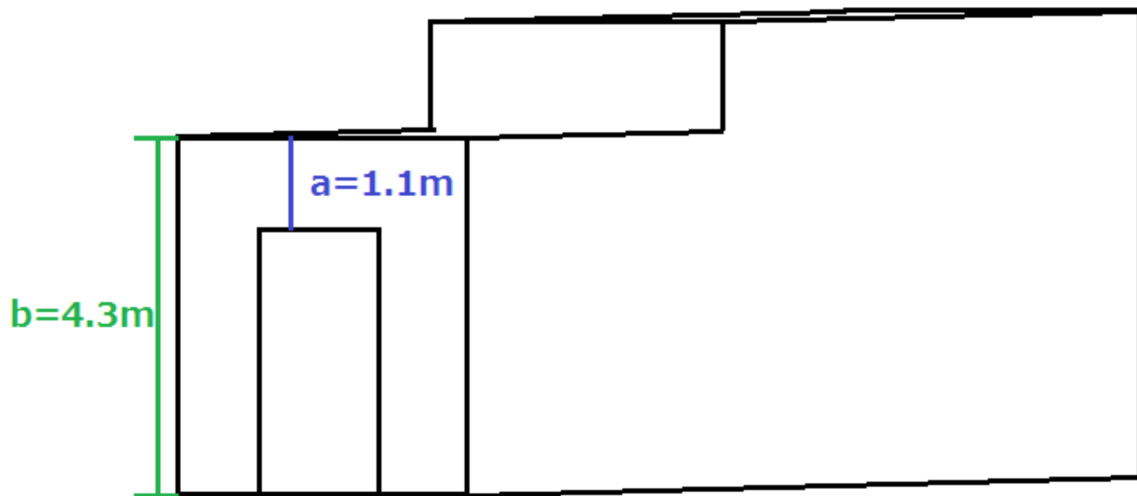




写真4-2

これらの写真では、丸く囲った取水ポンプ室の正面は建物の接地部分までつまり海側エリア（4 m盤）の盤面まで見えている。見えているということにより厳密に検証すれば、以下の通りである。

図4 取水ポンプ室概念図



取水ポンプ室の西側部分の高さ（図4のb）は4.3mであり、西側部分上端から出入口開口部上端まで（図4のa）は1.1mである（国会事故調報告書参考資料＝甲第2号証73ページ）。写真1～写真4においてa部分は全部が見えていることが明らかであるから、b部分が全部見えているかどうかは、各写真のa : bの比率が $1.1 : 4.3 \div 1 : 4$ であるかどうかで判定できる。

この写真1～写真4のファイル上のaはいずれも2ピクセル，bはいずれも8ピクセルであった（国会事故調報告書参考資料＝甲第2号証73ページ）から，いずれの写真でも取水ポンプ室は4m盤の盤面まで見えていると判断できる。この読み取りの誤差を考慮してもこの写真上の1ピクセルは取水ポンプ室正面では50～60cmに相当する（国会事故調報告書参考資料＝甲第2号証73ページ）から，浸水はあったとしても数十cmにとどまる。

参考までに写真1～写真4の取水ポンプ室の部分を抜き出して並べると次の通りである（左側から順に写真1～4）。



それぞれの写真の下側に白い部分があり，これは水平ではないことからしても浸水ではないと考えられるが，仮にこれを浸水だとしてみた場合でも，取水ポンプ室の正面が4m盤の盤面まで見えていて水没部分がないかほとんどないから，やはり浸水はあったとしてもわずかである。

海水ポンプが被水停止するためには4m盤の盤上1.6mより上にある電動機が被水する必要があるから，仮に数十cm程度の浸水があったとしても，海水ポンプは被水停止しない。

3 目撃証言

写真1～写真4に写っている津波の被害を避けるために港を出て沖合に避難する途中の船舶の乗員は，国会事故調のヒアリングに対して，港を出るまでに津波には遭遇していないと述べている（国会事故調報告書参考資料＝甲第2号証74ページ）。

また，3号機タービン建屋の東側を1号機方向に避難しながら第1波を目撃した者は，国会事故調のヒアリングに対して，東波除堤を波が超えるのを見たが大きく超えるのではなく台風報道でよく見るような様子だったと述べている

(国会事故調報告書参考資料＝甲第2号証74ページ)。

このことから、津波第1波では波浪が東波除堤を越えることはあっても第1波本体が防波堤や東波除堤を越えることはなかったと判断できる。

4 被告の裁判外での姿勢

被告は、一般非公開の津波再現計算報告書において津波の第1波により1号機から6号機までのすべての海側エリアが浸水したと記載していたため、国会事故調が調査結果を踏まえて、津波第1波による4m盤の浸水の有無、浸水の範囲、浸水の経路について東電の意見があればお聞きしたいと意見照会した(国会事故調報告書参考資料＝甲第2号証74ページ、77ページ)。被告は、国会事故調のこの意見照会に対して、「津波第1波の状況について明確に確認できている情報はありません」と回答している(国会事故調報告書参考資料＝甲第2号証77ページ)。

また、被告は、前述したように、東電「最終」報告書では、全交流電源喪失の原因に関する文から海水ポンプの被水を外している。

このようなことから、被告も、現時点では、海水ポンプの被水停止によって非常用交流電源が喪失したという主張は維持していないものと見受けられる。

5 まとめ

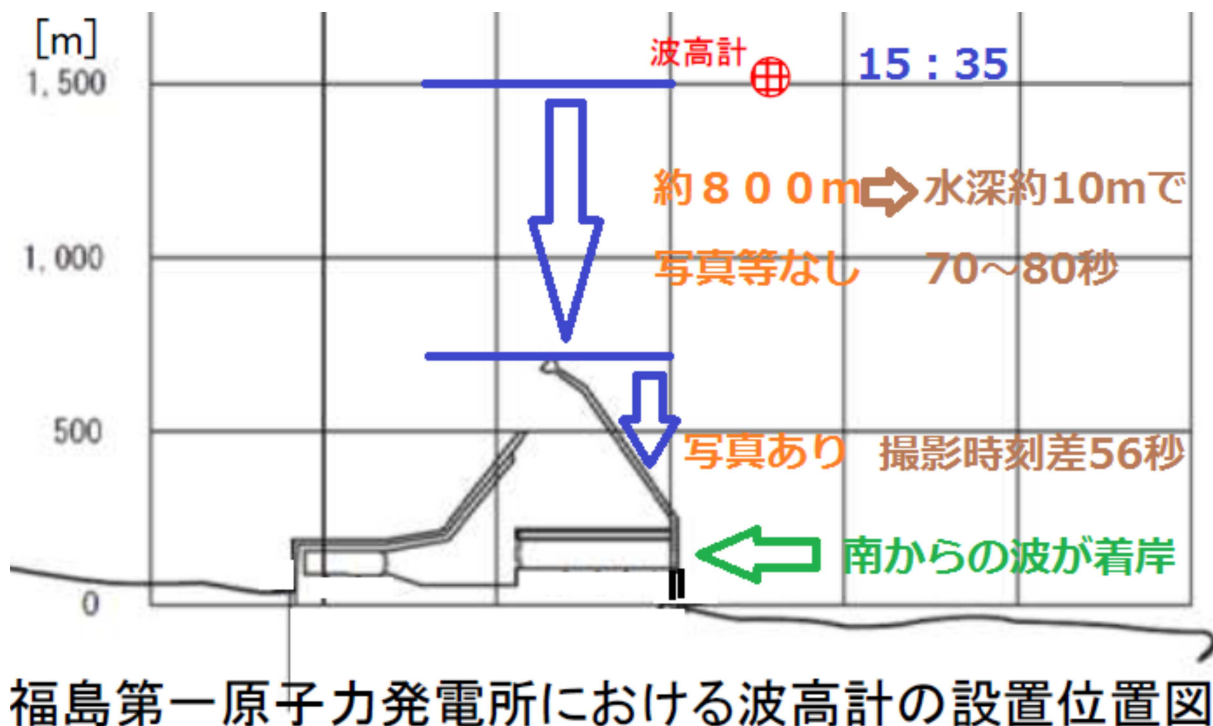
以上に述べたところから、津波の第1波によって1号機から4号機の海側エリアが浸水したとか、海水ポンプが被水停止したということはなかったと判断できる。

第7 津波第2波の到達時刻

1 第2波の4号機海側エリア着岸時刻

第3で指摘したとおり、福島第一原発沖合1.5km地点を津波の第2波が

通過した時刻は15時35分である。被告が当初公表せず後日公表した津波の来襲状況を撮影した写真の中には、津波の第2波が防波堤突端に達してから4号機海側エリア着岸に至るまでの写真が含まれているが、他方、波高計から防波堤突端に至るまでの約800mに関しては写真等の資料は存在しない。



福島第一原子力発電所における波高計の設置位置図

図5 波高計の位置と津波進行時間の推定

この結果、国会事故調は、資料の存在しない波高計から防波堤突端までの進行時間は津波の速度に関する一般式である水深(m)×重力加速度(m/s^2)の平方根で求め、写真のある防波堤突端から4号機海側エリア着岸までの進行時間は写真の撮影時刻差で求めている。波高計設置か所から防波堤突端の約800m区間の水深が9～13mであることからこの間の時間を70～80秒、防波堤突端から4号機海側エリア着岸までの時間は撮影時刻差56秒であり、あわせて2分強である。従って、津波第2波の波高計設置一過か時刻が15時35分である以上、4号機海側エリア着岸時刻は15時37分となる(国会事故調報告書参考資料=甲第2号証69ページ)。

この推定方法は、第2波が東側から防波堤も何もかも飲み込んでまっすぐに

福島第一原発敷地に到達したのではなく、東側から来た第2波が防波堤を越えると潰れて沈静化していき、最終的には南側から来た波が東側から来た波を追い越して南側護岸を超える形で4号機海側エリアに着岸していることから最終的な着岸は単純な波の速さ計算では求められないと考えられることを見ても妥当なものというべきである。

津波第2波の進行状況について写真で確認してみよう。



写真7 (写真11の0分56秒前)



写真8 (写真11の0分45秒前)